

平成23年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
教育総務課	滋賀県立学校機械警備業務委託	県立学校の機械警備	平成23年4月1日	セコム株式会社	15,115,980	警備機器が業者ごとに異なるため、現行業者以外では、機器撤去工事費が必要となり、競争入札に付する方が不利であるため。	2号	3イ
学校教育課	スクールバス運行管理業務委託	県立特別支援学校1校5台のスクールバスの運行管理業務委託	平成23年5月1日	大新東株式会社滋賀支店	36,750,000	一般競争入札を行ったが落札者がなかったため。	8号	
学校教育課	物品購入	県立特別支援学校のスクールバス4台	平成23年5月2日	滋賀日野自動車株式会社栗東支店	95,340,000	一般競争入札(特定調達)を行ったが落札者がなかったため。	8号	
文化財保護課	活版印刷資料調査整理事業	活版印刷資料調査、整理業務	平成23年4月1日	NPO法人城郭遺産による街づくり協議会	8,872,500	当該契約の相手方は、豊富な文化財調査や活用事業受託の実績があり、さらに活版印刷文化に精通した人材や大学等研究機関とのネットワークを有していることから、これ以上に適した相手方は他になく、また、雇用される作業員に対しても適切な監督指導を行うことができるため。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	滋賀県埋蔵文化財センター管理運営委託	滋賀県埋蔵文化財センター管理運営業務	平成23年4月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	29,298,150	<p>滋賀県埋蔵文化財センターは埋蔵文化財の保存・活用・調査・研究・資料収集および整理・収蔵および保管・啓発を所掌する機関である。</p> <p>他方、(財)滋賀県文化財保護協会は本県が中心となって設立した団体であり、県下の歴史、芸術または学術上価値の高い文化的所産の調査・研究・保護・活用を行ってきた。</p> <p>滋賀県埋蔵文化財センターの所管業務は(財)滋賀県文化財保護協会が県から受託した発掘調査による出土遺物の保存・活用を行うものであることから、双方の事業所が一体的に運営していくことが効率的である。従って(財)滋賀県文化財保護協会が唯一これらの業務を行うことができる団体である。</p>	2号	3イ
文化財保護課	滋賀県立琵琶湖文化館管理委託	滋賀県立琵琶湖文化館管理業務(休館後の収蔵機能の維持管理、他の公立博物館等での公開展示支援、普及啓発事業等)	平成23年4月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	21,591,150	<p>(財)滋賀県文化財保護協会は本県が中心となって設立し、県下の歴史、芸術または学術上価値の高い文化的所産の調査・研究・保護・活用を行ってきた団体であり、滋賀県立琵琶湖文化館、滋賀県立安土城考古博物館、滋賀県埋蔵文化財センター等の文化財関係施設を受託してきた実績を有している。</p> <p>また、同協会には琵琶湖文化館の7,800点を超える国宝・重要文化財を含む美術工芸品の収蔵状況を熟知している学芸員が所属している。</p> <p>従って(財)滋賀県文化財保護協会が唯一これらの業務を行うことができる団体である。</p>	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(下羽田遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(下羽田遺跡)発掘調査業務	平成23年4月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	14,669,550	<p>埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。</p> <p>その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。</p> <p>なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。</p>	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(蛭子田遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(蛭子田遺跡)発掘調査業務	平成23年4月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	17,252,550	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(天神畑・上御殿遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(天神畑・上御殿遺跡)発掘調査業務	平成23年4月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	9,997,050	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(横江・下長遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(横江・下長遺跡)発掘調査業務	平成23年4月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	28,840,350	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(関津城遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(関津城遺跡)発掘調査業務	平成23年4月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	40,234,950	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)発掘調査業務	平成23年4月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	9,950,850	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(関津・関津城遺跡)整理調査委託	埋蔵文化財(関津・関津城遺跡)整理調査業務	平成23年4月7日	財団法人滋賀県文化財保護協会	23,935,800	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令※1	適用類 型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(春日北遺跡)整理調査委託	埋蔵文化財(春日北遺跡)整理調査業務	平成23年4月7日	財団法人滋賀県文化財保護協会	12,323,850	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(岡遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(岡遺跡)発掘調査業務	平成23年4月11日	財団法人滋賀県文化財保護協会	12,963,300	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財保管整理業務委託	琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財保管整理業務	平成23年4月11日	財団法人滋賀県文化財保護協会	71,952,300	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(六反田・佐和山城遺跡)整理調査委託	埋蔵文化財(六反田・佐和山城遺跡)整理調査業務	平成23年4月15日	財団法人滋賀県文化財保護協会	19,388,250	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(蛭子田遺跡 ネクスコ分)発掘調査委託	埋蔵文化財(蛭子田遺跡 ネクスコ分)発掘調査業務	平成23年4月25日	財団法人滋賀県文化財保護協会	59,994,900	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(宇佐山古墳群)整理調査委託	埋蔵文化財(宇佐山古墳群)整理調査業務	平成23年5月2日	財団法人滋賀県文化財保護協会	6,841,800	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(堤ヶ谷遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(堤ヶ谷遺跡)発掘調査委託	平成23年5月9日	財団法人滋賀県文化財保護協会	68,001,150	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(岩瀬谷古墳群)発掘調査委託	埋蔵文化財(岩瀬谷古墳群)発掘調査業務	平成23年6月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	13,551,300	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)整理調査委託	埋蔵文化財(清滝寺・能仁寺遺跡)整理調査業務	平成23年6月1日	財団法人滋賀県文化財保護協会	11,408,250	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(上沢遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(上沢遺跡)発掘調査業務	平成23年6月13日	財団法人滋賀県文化財保護協会	8,705,550	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(蛭子田遺跡その2)発掘調査委託	埋蔵文化財(蛭子田遺跡その2)発掘調査業務	平成23年6月20日	財団法人滋賀県文化財保護協会	45,079,650	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(蛭子田遺跡)整理調査委託	埋蔵文化財(蛭子田遺跡)整理調査業務	平成23年6月20日	財団法人滋賀県文化財保護協会	9,586,500	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	滋賀県指定有形文化財聖衆来迎寺表門保存修理工事	仮設工事、基礎工事、木工事、屋根工事、建具工事、雑工事、付帯工事	平成23年6月20日	株式会社奥村組	15,729,000	一般競争入札を2回実施するも落札者がいなかったため。	8号	

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化財保護課	埋蔵文化財(相谷熊原遺跡)整理調査委託	埋蔵文化財(相谷熊原遺跡)整理調査業務	平成23年6月22日	財団法人滋賀県文化財保護協会	9,950,850	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
びわ湖フローティングスクール	運航管理委託	学習船「うみのこ」の運航・管理業務	平成23年4月1日	琵琶湖汽船株式会社	171,715,146	委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため ・北湖、南湖を含む琵琶湖一円での大型船の運航実績を有する。 ・寄港地活動や乗下船を行うための棧橋を琵琶湖一円に保有している。 ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である。	2号	3イ
びわ湖フローティングスクール	給食業務委託	学習船「うみのこ」船内での給食提供業務	平成23年4月1日	琵琶湖汽船株式会社	44,143,470	委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため ・運航委託業者と同一で船内事情を熟知し、年間を通して船内宿泊勤務が可能な体制をもっている。 ・「うみのこ」の母港である大津港に近接して陸上施設を有し、物資の搬入搬出、残飯やゴミ処理が迅速に行える。 ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である。	2号	3イ